

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 2 2 日

議 員 各 位

沼津市議会議長
高 橋 達 也

沼津市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

このことについて、監査委員から議長のもとに別紙のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。



沼 津 市 監 査 第 19 号
令和 7 年 5 月 22 日

沼津市議会議員 高 橋 達 也 様

沼津市監査委員 間 野 吉
同 久 松
同 加 藤 明



沼津市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

このことについて、監査請求人から令和 6 年 3 月 8 日付けで提出された地方自治法第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求について、監査を実施したので結果を通知します。

記

1 監査結果

本件請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。

2 請求内容

(1) 請求の趣旨

沼津市新中間処理施設建設に係る債務負担行為（総額約 499.4 億円）の執行停止及び令和 7 年度予算を支出しないこと。また、すでに支出された令和 5 年度、令和 6 年度の新中間処理施設整備事業費を市長に賠償させること。

(3) 請求の理由

沼津市新中間処理施設建設に係る債務負担行為が予算化され、落札者を決定したことが、覚書、ダイオキシン類対策特別措置法等と環境アセスメントに反しており、沼津市が新中間処理施設計画を進めていることが違法・不当である。

3 通知書（写） 別紙のとおり





沼 津 監 第 18 号

令和 7 年 5 月 21 日

請求人代表

江 本 浩 二 ほか全 4 名 様

沼津市監査委員 間 野 吉

同 久 松

同 加 藤 明



沼津市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

令和 7 年 3 月 28 日付けで地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき提出された沼津市職員措置請求書について、監査した結果を同条第 5 項の規定により次のとおり通知します。

1 請求の受理

本件請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和 7 年 3 月 28 日これを受理した。

2 請求内容

本件請求書に記載された請求の要旨は、次のとおりである。（以下、措置請求書の趣旨、理由を原文のまま掲載。）

(1) 請求の趣旨

沼津市新中間処理施設建設に係る令和 7 年度債務負担行為（総額 499 億 4,000 万円 甲 1）と令和 7 年度沼津市一般会計予算（甲 2）は、沼津市が清水町外原区長及び闘争委員会委員長との間で交わした「覚書」（1974 年 11 月）に違反し、違法・不当な支出計画なので執行しないこと、また、すでに支出された中間処理施設整備事業決算額（甲 3-1、甲 3-2）は沼津市に損失を与えているので頼重市長は、これを賠償すべきであること。

(2) 請求の理由

沼津市新中間処理施設建設に係る債務負担行為（総額約 510 億円）が 2024 年（令和 6 年）3 月に令和 6 年度予算決定され、それに伴って落札者が決定し（甲 1）、令和 7 年度の中間処理施設整備運営事業費の債務負担行為が令和 7 年 2 月議会で議

決された。これは違法・不当な建設計画なので令和7年度債務負担行為(総額 499 億 4,000 万円 甲1)と令和7年度予算(甲2)の財政支出をおこなわないことをもとめます。また、すでに支出された令和5年度中間処理施設整備事業決算額(甲3-1)及び令和6年度中間処理施設整備事業(支出負担行為済額(甲3-2)の執行分は沼津市に損失を与えているので、頼重市長はこれを賠償すべきであることをもとめます。その理由を以下述べます。

新中間処理施設については、すでに2回の住民監査請求を行っているので、その監査結果にかかわることは「前回監査結果」と記します。

- ① ダイオキシン類、ヒ素、重金属などによる汚染土壌が違法に残置され、それが現在に至るまで放置される重大な法令違反があったこと。特に、ダイオキシン類は重大な違反であり、汚染の現状とその責任の究明、および安全な撤去がなされない限り新中間処理施設建設は進めてはならないこと。

沼津市の発表(令和6年12月5日)によると、旧ごみ焼却施設(昭和41-51年稼働)のごみピット内の土壌から鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、ベンゼン、ダイオキシン類が検出され、いずれも基準値の数倍から十数倍の深刻な汚染でした。この汚染土壌はトラック75台分といわれるほど大量であり、焼却施設から出た焼却灰などをそのままごみピットに捨てていたという信じがたい法令違反を長年続けていたことを示しています。

廃棄物処理法、ダイオキシン対策特別措置法などによって、ダイオキシンやヒ素などの有害物質を含むゴミ焼却後の残滓の処分については、厳格な管理と処理が義務付けられています。安定化固形化処理(有害物質を安定な固形物に固定化し、処分場に埋立て)、熔融処理(高温で熔融し、有害物質を無害化または安定化させる処理)などが代表的であり、ごみピットに大気中にさす形でそのまま捨てる(放置する)ことは、あってはならない法令違反なのです。

旧ごみ焼却施設で、当時、汚染物質を含む焼却残渣がどのように処理されたのか、現処理施設となる過程でどのように処理することとなったのか、なぜ現在まで放置されたのか、それらを究明し、その責任を明確にしなければなりません。

ダイオキシン類の撤去、運搬、処理については、汚染土壌をすべて風塵、飛散、拡散を完全に防止する工事計画が施されたのちにしか実行できない定めとなっています。

さらに約49年間のダイオキシン類の放置による周辺住民の健康被害調査を完全に公費で実施すべきです。現在までの汚染物質処理の法令違反の原因究明とは正方針が定められない限り、新中間処理施設建設を進めてはなりません。

放置されたダイオキシン類について、市民が説明会の開催を求めている(令和7年3月11日付)ことについて、市長は「汚染状況調査の結果と併せて、詳細な処理方法が確定した段階で開催する」と回答しています(同年3月25日付文書)。

3月までに説明会を行うとの報道が否定され、時期未定のままダイオキシン類汚染を放置する不当なものです。現在もダイオキシン類の危険にさらされている市民の健康をかえりみていないのです。ダイオキシン類の除去には、風塵被害、拡散を防止する厳格な基準が定められています。処理方法が確定されるまで汚染の被害を放置することは許されません。汚染の完全かつ安全な撤去が進められない限り、本計画を実施してはなりません。

- ② 現在、ごみ処理に求められる基本姿勢は大量焼却ではなく再生利用であり、本計画はその基本姿勢に反していること。

2015(平成27)年の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され「SDGs(持続可能な開発目標)」が掲げられています。2016(平成28)年には国が「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を策定しています。今や、廃棄物のリサイクル・資源化は社会から強く求められていると共に世界の流れでもあります。気候変動対策と地球環境保全のために、ごみ焼却処理をやめていく国々、自治体は明確に増えてきています。沼津市基本計画も「地域循環共生圏」と「気候変動適応計画」を提唱しており、それに真摯に実行するのであれば二酸化炭素を大量放出するゴミ焼却の計画から脱却すべきです。静岡県近隣でも、生ごみを資源化する自治体は増え始めています。

持続可能な社会の構築に逆行する焼却を基本とする施設の建設はやめるべきです。

- ③ 2030年完成までの総額約499億4000万円の事業費を一括して債務負担行為として決めること自体が不当であること。

国が補助金を決定する前に債務負担行為として予算を決めてしまうことは、一般的に認められていません。なぜなら、補助金制度の趣旨に反するとされるからです。補助金は、原則として交付決定後に支出することが求められます。また、補助金は、事前の計画に基づいて交付されるものですから、発注手続きを先行させると、計画と実際の支出が乖離する可能性があり、補助金の目的が達成されない恐れがあるからです。

また、補助金が決定する前に予算を決めてしまうと、補助金が不正に利用される可能性(例えば、必要以上の費用をかけて発注したり、本来の目的とは異なる用途に資金を流用したりすること)が指摘されています。

特に、ゴミ処理場建設にあたっては、いくつかの決定段階をクリアしていかなければなりません。住民合意、環境アセスメント、都市計画決定など不確定要素があり、計画変更も予想されます。これらを見做る形で、総額決定してしまうことは事業の柔軟性を害するものであり、不必要な財政支出につながる可能性も高くなります。債務負担行為は撤回し、改めるべきです。

- ④ いわゆる「覚書」(1974年11月)に違反し、公害防止協定(1976年昭和51年10

月 29 日)を守らず、本件行為は違法・不当であること。協定違反であり、ただちに運転停止すべきであること。

ダイオキシン類の汚染の放置は、昭和 49 年 11 月 13 日に沼津市が清水町外原区に回答した内容に、現在に至るまで一貫して違反しています。その当時の経緯を簡単に述べると、

ア沼津市 3 の洞焼却場建設同意にかかる要求(骨子)書を清水町外原区は、1974 年(昭和 49 年)11 月 11 日に沼津市に提出した。

イ回答書(同 11 月 13 日)を沼津市は外原区に提出する。

その 2、3 頁には

「1、現二ノ洞ごみ焼却場(旧焼却場)

1-4「撤去年月日を明確にすること」について

新焼却場竣工予定は、昭和 51 年 3 月末日で、その後 5～6 か月の試運転及びならし運転期間を経て、本格運転開始後(51 年 10 月頃の見込)早急に撤去します」

とありますが、ごみピットが残置されていたことがわかり、撤去していませんでした。

ウ覚書(同 11 月 14 日)及び「市及び町との話し合い状況概略」をまとめる。

エ公害防止協定(1976 年昭和 51 年 10 月 29 日)

その 4 頁(操業の停止)

「第 12 条 甲は次の各号に該当する場合には、直ちに運転を停止するものとする」。

プラントに関する回答書、覚書、協定書の履行に違反しています。つまり、回答書の履行に違反したことが明らかとなったので、現在の焼却場は操業はただちに停止しなければならなくなっています。

さらに、住民との合意・約束である「覚書」を破り、本件事業を強行することは、民法の信義則違反であり、沼津市(自治体)自らが約束破りをするのは公序良俗に違反します。この点は、現在、裁判で争われていますので裁判での主張を援用します(覚書の法的拘束力、用地選択の不当、住民の意思を無視、反対区長の不当な排除)。「前回監査結果」で縷々述べている「覚書」の効力が切れているかのごとき主張は失当であり否認します。

住民も「覚書」があり、それが守られるからこそ、住み続け、居住者も増えてきているのです。

- ⑤ 新中間処理施設は近隣住民と学校などの住環境を害すること(建築基準法 51 条違反及び沼津市建築基準法 51 条ただし書き 50m 違反)。都市計画法に違反すること。

新中間処理施設は、まさにその名のとおり現焼却場を完全に取り壊し、場所も

移動して以前より巨大な焼却場を立てるものであり、改築・増設ではなく、ごみ焼却施設の新設に他なりません。

この新たなゴミ焼却施設の建設については、都市計画決定が厳正に行われなければなりません。ところが、東駿河湾広域都市計画・ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)の変更として新中間処理施設を加えるとごまかし、同計画の用途地域の変更という「変更」手続き「(令和6年2月6日 市告第12号都市計画用途地域の変更及び市告第13号都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)の変更-甲4)」により厳正な審査を逃れています。

都市計画法第15条一〜七では都市計画を定める者は都道府県になっています(甲5)。静岡県は令和3年3月に東駿河湾広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全、方針(県都市計画決定 マスタープラン)で沼津市新中間処理施設は沼津市上香貫地区に配置するとしました(甲6 15頁)。

焼却場は第15条のその他の都市計画にあたるとの説明(沼津市都市計画審議会議事録 9頁 甲7)は間違った説明で、一から七以外がその他にあたり、市町村が決めます。

建設予定地は、プラント建設業者からの指摘で立地場所が変更され、二ノ洞から山ヶ下町まで拡張され、間にある山の尾根をも切り崩すものです。山ヶ下町は上香貫以外の場所で広大な敷地となっています(甲4)。都市計画法第15条1の違反が明らかになっています。

第15条4では市町村が定めた都市計画が、都道府県と抵触するときは、その限りにおいて、都道府県が定めた都市計画が優先するものとするとなっていて、山ヶ下町を含む沼津市決定(甲4)は無効なのです。

また建築基準法51条では都市計画決定してその敷地の位置が決定しているものでなければ施設を建築できないとしており、都市計画法第15条に違反しているのに、敷地造成工事を行っていることは違法なのです。

また沼津市建築基準法第51条ただし書(甲-8)の趣旨からするならば、新中間処理施設の敷地は学校(清水町立南中学校)、住宅地(山ヶ下町など)から少なくとも50m離れていなければなりません。しかし、その敷地は学校から50mは離れておらず、この基準を守っていません。

- ⑥ 令和6年2月6日に沼津市決定(甲4)をしたのは違法であることにくわえ、更に敷地造成工事を令和5年10月17日から工事を始めているのは二重に違反を重ねていること。

令和6年2月6日に沼津市決定が行われ、そのこと自体が違法だと指摘しましたが、その時期より前の令和5年10月17日より工事が始められているのは二重の違反にあたります。また敷地造成工事に環境省の補助金(循環型社会形成推進交付金)を申請し使用したことは、補助金適正化法違反と補助金交付要綱にある

不適切な使用にあたります。

- ⑦ 環境影響評価法、および静岡県環境影響評価条例に違反し、環境アセスメントをおこなわない不当性。

新中間処理施設の本格建設の前には、環境アセスメントが行われなければなりません。「前回監査結果」で、敷地の造成段階では環境アセスメントは必要がないとの趣旨を述べていますが、債務負担行為では今回建設するのは本体施設の建設であり、環境アセスメントは必要不可欠です。このアセスメントを実施する前に債務負担行為として建設と事業実施を決めることは手続きとして不当です。

また、「前回監査結果」では、ごみ焼却施設の「変更」であるから環境アセスメントは必要ないとする趣旨を述べているようですが極めて不当です。この度のダイオキシン類はじめ重金属による汚染土壌が不法に廃棄され、長年放置されていた問題は、環境行政の信頼を失墜させました。厳正な環境アセスメントは必須です。

そして、環境アセスメント調査にあたっては、周辺地域、中学校で喘息患者が多いとの指摘もあり、健康被害の調査も必要です。学校健康調査の過去データや、地域の疾病調査データはもちろんのこと、地域住民の健康調査もなされなければなりません。

これら調査結果により新中間処理施設の建設は不適格とされる蓋然性が高く、そのような施設を債務負担行為として是認してしまうことは極めて不当です。

- ⑧ 新中間処理施設の建設予定地が、二ノ洞から拡大し、上香貫ではない山ヶ下町にまで拡大しながら、これを偽り国(環境省)より補助金を得ていることは不当であること。

新中間処理施設の設置予定地が令和6年3月29日に上香貫二ノ洞から上香貫二ノ洞及び山ヶ下町に変更されました。山ヶ下町は上香貫には含まれません。この変更は、環境省が補助金を決めた申請内容と異なり、不正の疑いがあります。環境アセスメントの公告前に工事にかかっているとする静岡県の環境影響評価条例からしても敷地造成工事を始めたことは、重大な違反です。

都市計画決定が、敷地内の「変更」に過ぎないとするところにごまかしがあります。実際には、新施設として敷地の変更・拡大が行われています。

都市計画決定を含めて計画全体を見直し、債務負担行為による本事業は中止すべきです。

〈小括〉

以上のように、新中間処理施設の建設は、都市計画法、環境アセス法及び静岡県条例、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物処理法、建築基準法、民法などに違反し、住民合意はなく、その建設を債務負担行為として決定したこと、その財政支出をしたことは違法・不当であります。ダイオキシン類の汚染の放置と本

件建設行為をしてはならないのです。今までに行った支出は沼津市に市長が賠償すべきです。

(3) 事実を証明するもの

(甲1から甲8の名称は、請求人が称するものを掲載。)

- 甲1 沼津市新中間処理施設整備運営事業に関する落札者の決定について
- 甲2 令和7年度新中間処理施設整備室(予算)
- 甲3-1 令和5年度中間処理施設整備事業(決算)
- 甲3-2 令和6年度中間処理施設整備事業(支出負担行為済額)
- 甲4 市告第12号都市計画用途地域の変更及び市告第13号都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)の変更
- 甲5 (都市計画を定める者)第15条一〜七
- 甲6 東駿河湾広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(県都市計画決定 告示)15頁
- 甲7 公文書開示決定通知書(沼津市都市計画審議会議事録 9頁)【令和5年12月22日開催】
- 甲8 沼津市建築基準法第51条ただし書きによる許可に係る審査基準
(以下、追加提出資料)
 - ア 令和6年度沼津市一般会計予算(債務負担行為)
 - イ 工場・事業場におけるダイオキシン類に係る土壌汚染対策の手引きの抜粋
 - ウ 汚染土壌の運搬に関するガイドライン(改訂第4.2版)の抜粋
 - エ ダイオキシン類対策特別措置法の抜粋
 - オ 令和7年度沼津市一般会計予算(債務負担行為)

3 監査の実施

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対しては、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和7年4月22日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

当日、請求人4名から請求の内容を補完する陳述が行われ、新たな証拠として以下の提出があった。なお、証拠の名称は、請求人が称するものを掲載した。

- 甲9 要望書について(回答)
- 甲10 要望書について(回答)
- 甲11 文書(1)追加調査ボーリング(貯じんピット周辺)報告書
○調査結果一覧
- 甲12 敷地造成工事における複合汚染土壌の処理方針について(方針稟議)
- 甲13 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

- 甲14 土壌汚染対策法第4条第1項の規定に基づく届出書について
- 甲15 不都合な事実 記事
- 甲16 沼津市3の洞焼却場建設同意にかかる要求(骨子)書
- 甲17 回答書
- 甲18 「覚書」及び「市及び町との話し合い状況概略」
- 甲19 公害防止協定
- 甲20 廃棄物処理施設の建築基準法第51条ただし書き許可審査基準についての議事録

(2) 監査対象部署及び事情聴取

沼津市生活環境部新中間処理施設整備室ほか5部署を監査対象とし、関係書類を提出及び提示させるとともに、次に掲げる関係職員から事情を聴取した。

ア 提出された関係書類

- (ア) 令和5年度 中間処理施設整備事業に係る支出命令の一覧
- (イ) 中間処理施設整備事業の実施状況(令和4年7月以降)

イ 関係職員

- (ア) 沼津市生活環境部長
- (イ) 沼津市生活環境部新中間処理施設整備室長
- (ウ) 沼津市生活環境部環境政策課担当職員
- (エ) 沼津市財務部財政課長
- (オ) 沼津市都市計画部まちづくり政策課長
- (カ) 沼津市都市計画部建築住宅局住宅政策課長
- (キ) 沼津市会計管理者兼出納事務局長及び担当職員

(3) 監査対象

監査請求の要旨は、請求書の内容、請求人提出の事実証明書等を勘案して、前記2(2)のとおりとした。

また、監査対象事項は、以下の2項目として検討することとした。

なお、対象となる財務会計上の行為のうち、令和5年度中間処理施設整備事業決算額の一部(1億6291万6433円)については、請求時点で財務会計上の行為であった日から1年を超え、期間制限を経過しているため、監査対象から除外することとした。

ア 請求事項に係る事実関係等の確認

沼津市が昭和49年11月14日付けで清水町外原区長及び清水町外原区闘争委員会委員長と交わした覚書で、現施設用地には増設、新設をしないことが合意さ

れているにもかかわらず、「同用地を建設予定地として新たなごみ焼却場を建設することを前提とした本件事業の履行は、上記覚書に反する行為」を趣旨とする請求事項に係る事実関係及び財務会計行為。

イ 請求の事実に係る違法性又は不当性の有無の確認

- (ア) ダイオキシン類を含む汚染土壌が残置されていたことは、ダイオキシン類対策特別措置法、土壌汚染対策法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）違反であり、安全な撤去なく、新中間処理施設建設事業を進めようとしているのは不当であるとする主張。
- (イ) 国の補助金交付が決定する前に、債務負担行為として予算を定めることは不当であるとする主張。
- (ロ) 住民との合意・約束である覚書を破り、新中間処理施設建設を強行することは、民法の信義則違反であり、沼津市自らが約束を破ることは、公序良俗に反するとする主張。
- (エ) 新中間処理施設建設について、計画変更に基づく都市計画法等の手続を実施しないまま事業を進めようとしていること、学校から 50m 離れていないことが、「沼津市建築基準法第 51 条ただし書による許可に係る審査基準」を守っておらず違法との主張。

(4) 監査の援用

本件監査請求については、一部が令和 4 年 1 月 21 日付け、令和 4 年 5 月 30 日付け及び令和 6 年 3 月 8 日付け監査請求（以下「前回請求」という。）と同様の監査請求であることから、後記「4 監査結果の決定」については、前回請求に対する監査（以下「前回監査」という。）を援用する。

4 監査結果の決定

(1) 監査対象部署の主張

ア 新中間処理施設の建設について

本件『覚書』（昭和 49 年 11 月 14 日作成）は、昭和 51 年 10 月 29 日沼津市長と清水町外原区長、同町長との間で締結された公害防止協定に先立ち、沼津市長が清水町外原区長及び同町外原区闘争委員会委員長に発した文書で、内容は、新ごみ焼却場の開設に関して、予想される公害の未然防止、発生時の対応について確認したほか、添付の「市及び町との話し合い状況概略」で、「将来、1ノ洞、2ノ洞、3ノ洞には一切増設、新設しない」との文言が付されている。

沼津市は、本件『覚書』を可能な限り尊重してきた。

イ 新中間処理施設を現在地とした経緯について

- (ア) 新中間処理施設の現施設用地以外検討（平成 4 年度～平成 19 年度）、新中

間処理施設の現施設用地を含めた検討（平成 20 年度）及び新中間処理施設の現施設用地での検討（平成 21 年度～令和 6 年 2 月）については、前回監査でも述べているため、別添「令和 6 年 3 月 8 日付け監査請求に係る監査の結果（写）」の「4 監査の結果の決定（1）監査対象部署の主張 イ新中間処理施設を現在地とした経緯について」に記載の内容を援用する。

（イ） 前回監査から現時点までの状況

（主な経緯：令和 6 年 3 月以降）

令和 6 年 4 月 清水町と「沼津市新中間処理施設に関する基本合意書」を締結

令和 6 年 7 月 「沼津市と清水町との一般廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約」を沼津市長と清水町長連名で静岡県知事に提出

令和 6 年 12 月 清水町と「沼津市と清水町との一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する協定書」を締結
沼津市と清水町との一般廃棄物の処理に関する事務の委託及び事業用地における新たな特定有害物質の検出について議会に報告

令和 7 年 2 月 実施事業者と「沼津市新中間処理施設整備運営事業に係る基本協定書」を締結

※周辺自治会及び住民への説明

第四地区東、第三地区下香貫連合自治会、中瀬町自治会及び外原自治会に令和 6 年度の事業実施状況について報告している。

沼津市は清水町に進捗状況等を逐次報告している。

ウ 財務会計上の行為について

当該令和 5 年度から 7 年度の中間処理施設整備事業の予算については、所要の経路を経て、執行し、または執行する予定である。

エ ダイオキシン類を含む汚染土壌が残置されていたことについて

敷地造成工事において、既設のコンクリート舗装を解体した際に貯じんピットが残置されていることが判明し、ピット内の土砂を搬出処分するにあたり、静岡県盛土等の規制に関する条例に基づき、土砂の分析調査を行ったところ、鉛及びその化合物の他に、ヒ素及びその化合物やベンゼン、ダイオキシン類が検出された。その後、ボーリング調査を行い、貯じんピット内の土砂から採取したサンプル内容を確認したが、旧ごみ焼却施設稼働当時の市民などから廃棄物として排出されたと思われる性状の物質や焼却灰などは確認されていない。廃棄物ではなく、汚染土と表現しているのもそうした理由からである。なお、貯じんピットの埋め戻しに用いられた土砂は、施設の解体当時、埋め戻しの土の性状を確認する旨の

義務付けがある関係法令が存在しなかったことから、法令上問題はなかったものと認識している。また、貯じんピットが残置されていたことについては、解体当時の法令の中で、老朽化した地下工作物の残置について廃棄物であるとする旨の厚生省通達は確認したが、地盤の健全性や安定性を維持する、または撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するための残置を違法とする規定等は確認されず、適法なものであったと認識している。

貯じんピット内の土砂が現在特定有害物質等により汚染されていることが確認された事実、貯じんピット自体が残置されていた事実はあるが、現時点では汚染の原因が、いわゆる廃棄物由来などと特定されていない上、当時の職員に対する聞き取りから解体前の段階でピット内に残っていた廃棄物をそのまま残置したこと及び旧施設に持ち込まれた廃棄物などを埋めるための容器として使われたことは考えにくく、法令等の違反は確認されていない。

このことから、覚書の添付書類、公害防止協定において旧ごみ焼却施設の撤去に対する記述があるが、主要部分である地上構造物は完全に撤去されており、地下構造物の残置理由は特定ができていないが、これらの趣旨に違反するとは考えていない。

また、ダイオキシン類を含む汚染土壌があることだけでは、ダイオキシン類対策特別措置法上、違法性を問われることはない。ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染土壌がある場所に誰でも立ち入ることができる場合、その場所を対策地域として指定することができ、指定した場合は、対策を講じる必要があると規定されている。当該場所は、一般市民が自由に立ち入れる場所ではないため、対策地域の指定対象とはならず、ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条から第 32 条に規定されている汚染土壌に係る措置には該当しない。このため、工事に影響することはない。

土壌汚染対策法では、有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき（第 3 条）、一定規模以上の土地の形質変更の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第 4 条）及び土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第 5 条）に土地の所有者等に調査を行わせることができるが、本件はこのいずれにも該当しておらず、法に規定された調査が必要な区域には該当しない。なお、土壌汚染対策法では、同法施行令において、沼津市における要措置区域の指定、形質変更時要届出区域の指定及び指定台帳の調製等の静岡県知事に属する事務は、沼津市長が行うこととなっており、県知事に報告をする必要はない。そのため、令和 3 年に鉛及びその化合物が確認された際には、県知事に対してではなく、沼津市の環境政策課に対して土壌汚染対策法第 14 条に基づく指定の申請をし、令和 3 年 11 月に形質変更時要届出区域の指定を実際に受けている。また、この指定の申請は任意に行うものであり、汚染が確認され

た場合に必ず申請を行わなければならないものではないが、この事業は公共事業であることから、法律や制度の趣旨に鑑み、今回も同様に指定の申請を行う予定である。

汚染土の最終的な処分方法については、現在検討を進めている段階であるが、複合汚染土を処理できる事業者は国内に3社しかなく、県内に存在しないことから、県外の処理施設へ搬出した後、当該施設で焼却することにより、無害化処理をすることを考えている。また、鉛及びその化合物による汚染土についても、全量を除去する予定である。複合汚染土、鉛及びその化合物による汚染土については、住民の不安解消を図る観点から、全量を場外に搬出する必要があると考えている。なお、この汚染土の場外搬出にあたり、事前に関係機関である沼津市の環境政策課に届出を行った後、大型土嚢に梱包する等汚染土の飛散や漏出を防ぐ措置をし、管理票を携行する運搬車両にて処理施設へ運搬することが考えられるが、詳細な手順については、現在検討中である。また、調査結果を踏まえた原因の考察、具体的な処理方法について5月中に市議会に報告した後、自治会に説明を行う予定である。

なお、旧ごみ焼却施設は昭和41年から昭和51年にかけて稼働しており、ダイオキシン類対策特別措置法は平成11年に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は昭和45年に制定されているため、旧ごみ焼却施設は廃棄物の処理及び清掃に関する法律のみが適用されていた。今回発見されたダイオキシン類を含む汚染土については、昭和50年代に解体された旧ごみ焼却施設の貯じんピット内で発見されたものである。性状が確認されない土砂により、埋め戻しがされたことについては、ダイオキシン類対策特別措置法や土壤汚染対策法の施行前であったことから、法令上問題はなかったものと認識している。

オ 債務負担行為について

債務負担行為は、今年度以降にわたる債務を担保する行為であり、長い期間の契約をするにあたり、その翌年度以降の債務の上限額をあらかじめ定め、議会の議決を経るものである。

債務負担行為の設定において、地方自治法や地方財政法の中で、あらかじめ補助金の確定を得なければならないという規定はない。

カ 都市計画法及び建築基準法について

都市計画法第15条第1項により、「その他の都市計画は市町村が定める」とされている。新中間処理施設は、一般廃棄物を処理するごみ焼却場であり、産業廃棄物を処理する施設ではないことから、静岡県が定める産業廃棄物処理施設には該当せず、市が都市計画決定を行ったもので、適法に処理されている。

ごみ焼却場の新築にあたっては、建築基準法第51条の本文によると、都市計画においてその位置を決定されていることが原則となっている。新中間処理施設

は、建築基準法第 51 条の本文に従い、敷地の位置について都市計画決定したものであるから、建築基準法第 51 条ただし書による許可は不要である。

(2) 認定した事実

監査対象事項に関する事実関係について、監査対象部署で保管する関係記録等の精査を行うとともに、関係職員から事情を聴取した結果、請求人の求める措置請求に係る事実の経緯の概略は、次のとおりであったと認められる。

ア 新中間処理施設の建設について

本件『覚書』の発行経緯、『覚書』の新施設用地に関する方針変更がされた経緯については、前記 4(1)監査対象部署の主張のとおり認められ、これに反する資料は提出されていない。

すなわち、市当局は、当初本件『覚書』を尊重すべきものとして扱ってきたが、前記 4(1)イ(ア)の経緯により、現施設用地付近を新施設の用地とする旨計画を策定した。

イ 令和 6 年 3 月以降現時点までの状況

令和 6 年 4 月 清水町と「沼津市新中間処理施設に関する基本合意書」を締結

令和 6 年 7 月 「沼津市と清水町との一般廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約」を沼津市長と清水町長連名で静岡県知事に提出

令和 6 年 12 月 清水町と「沼津市と清水町との一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する協定書」を締結
沼津市と清水町との一般廃棄物の処理に関する事務の委託及び事業用地における新たな特定有害物質の検出について議会に報告

令和 7 年 2 月 実施事業者と「沼津市新中間処理施設整備運営事業に係る基本協定書」を締結

ウ 対象となる財務会計上の行為について

請求人が監査対象として主張している本件事業の履行について、財務会計上の行為に係る一連の事務手続は適正に行われ、また行われる予定である。

エ ダイオキシン類を含む汚染土壌が残置されていたことについて

新中間処理施設建設工事地は、一般市民が自由に立ち入れる場所ではないため、対策地域の指定対象とはならず、汚染土壌に係る措置を定めたダイオキシン類対策特別措置法第 29 条（ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定）から第 32 条（ダイオキシン類土壌汚染対策計画の策定）の規定には、該当しないことを確認した。

また、土壌汚染対策法では、法に規定された調査が必要な区域には該当せず、同法施行令において、要措置区域の指定、形質変更時要届出区域の指定、及び指定申請等の静岡県知事に属する事務は、沼津市長が行うこととなっていることを確認した。

なお、現在までのボーリング調査において、貯じんピット内の土砂から採取したサンプル内容からは、廃棄物として排出されたとと思われる性状の物質や焼却灰などは検出されていないため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反している事実は確認できない。

オ 債務負担行為について

請求人が監査対象として主張している債務負担行為について、財務会計上の行為に係る一連の事務手続は、適正に行われていることを確認した。

カ 都市計画法及び建築基準法について

新中間処理施設は、一般廃棄物を処理するごみ焼却場であり、その整備計画に関する事項は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づく市の事務であることから、都市計画法第15条第1項の「その他の都市計画」に該当するものとして、市が都市計画決定を行ったもので、都市計画法上、適正に行われていたことを確認した。

また、建築基準法による新增築の要件に関しては、同法第51条の条文構造は、(イ)同条本文において、ごみ処理施設等の新增設に、敷地の位置について都市計画決定が要件であること、(ロ)当該都市計画決定がされない場合は、ただし書において、都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めた許可が必要であること、を規定している。

本件新中間処理施設は、敷地の位置について都市計画決定したことにより同法本文の要件上記(イ)を充足したものであり、都市計画決定がされていない場合におけるただし書の事案には該当しないことを確認した。

(3) 監査委員の判断

請求人と監査対象部署の主張、提出及び提示された資料並びに認定した事実に基づいて、本件監査請求について、次のとおり判断する。

なお、前記2(1)にある『覚書』及び2(2)の⑥、⑦、⑧について、同一請求人による、同一事業の違法性を主張する監査請求であり、法的安定性の観点から前回請求から本件請求までの間に特別な事情が無い限り、異なる結論に至るものではないと考える。よって、前回監査を援用する。

ア 財務会計上の行為について

請求対象となっている財務会計上の行為については、所要の手続を経由し、適正に行われていることを確認した。

イ ダイオキシン類を含む汚染土壌が残置されていたことについて

貯じんピットに「残置」されていたダイオキシン類の汚染土壌の発生源の特定や、汚染、ピットを含む残置の経緯については、現在までの調査では解明できておらず、本件監査において、旧ごみ焼却施設の解体後「残置されたこと」についての違法性を検討することは困難である。

一方、汚染土壌が、令和6年12月まで「未発見、未処理で放置」されたことの違法性の有無、当否については、ダイオキシン類対策特別措置法だけでなく民法上の不法行為の見地から検討を要することになるが、とりわけ地中の土壌の調査について定めているダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査義務の有無の検討が必要である。本件の旧施設区域は、同法第29条で指定されている汚染対策地域には該当せず（一般人が立ち入る場所ではないことから）、市に「同法上の汚染調査義務がある」とは断定しがたく、調査しなかったことが、同法上の違反をただちに根拠づけることは難しいと思料する。

他方、民法上の調査義務違反については、これまでの間、地中の汚染土壌の存在もしくは有害物質の流出が推測されるような特段の事情があればともかく、そのような状況は、現在まで判明していない。従って、地中の汚染土壌が長期間未発見、未処理だったことについても、現時点では、このことをもってただちに違法行為と断定することは困難である。

次に、鉛、ヒ素等の汚染土壌の汚染経過も、これまでの調査では特定できていないので、本件監査で汚染の発生自体の違法性を問うことは、同様に困難である。

一方、長期にわたり、これが未発見、未処理だったことの違法性の有無、当否について、土壤汚染対策法上、調査が必要な区域の要件である有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき（第3条）、一定規模以上の土地の形質の変更の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるとき（第4条）及び土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第5条）に該当せず、調査義務を根拠づけることは、これも困難である。

また、民法上の違法性についても、前述と同様である。

いずれの土壤汚染の発見についても、法が要求している調査によるのではなく、市の自主的な調査により判明したものであり、市は、本年5月中に調査を完了させて、ダイオキシン類を含む汚染土壌の処理方針を確定し、議会、地元住民などに説明の機会を設けるとのことである。

ウ 債務負担行為について

前記4(2)オ記載のとおり、所要の手続を経由し、適正に行われていることを確認した。

エ 都市計画法及び建築基準法について

前記4(2)カ記載のとおり、都市計画法等の関係法令に基づき適法に進められて

いることを確認した。

オ 汚染処理対策と新中間処理施設建設工事との関係について

ダイオキシン類対策特別措置法においては指定や対策の対象外となるため、法的にこの工事に及ぼす影響はない。一方で、鉛やヒ素なども残置されている状況にあることから、土壤汚染対策法第 14 条（自主調査において土壤汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請できるという規定）の指定申請をした場合には、土壤汚染対策法に基づいた処理が必要になる。本件における沼津市の説明を踏まえ、調査結果に基づき、適切な処理を実施されたい。

(4) 備考

沼津市長から清水町外原区への回答書（昭和 49 年 11 月 13 日）、覚書及び公害防止協定の履行に反しているため、現在の焼却場の操業を停止すべきであるという主張があったが、本請求の趣旨は新中間処理施設建設に係る支出についてであり、このことから外れているため、監査対象外とした。

5 結論

前回監査結果同様、本件事業の履行には、違法又は不当な点は認められず、これに関する財務会計上の行為にも、違法又は不当な点は認められず、本件請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。



沼津市職員措置請求に係る監査の結果について

1 請求の受理

本件請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和6年3月8日これを受理した。

2 請求内容

(1) 請求の趣旨

頼重秀一沼津市長が、株式会社東日に対して、沼津市新中間処理施設計画に基づく敷地造成工事の構造物等詳細設計業務委託契約（令和4年）を交わして、事業（以下「本件事業」という。）を実施し、33,000,000円を事業費として支払った。これは違法な会計処理であるので、沼津市は市長と会計管理者に損害賠償請求をせよ。

(2) 請求の理由

ア 沼津市は、昭和49年、沼津市の焼却場の周辺自治会である清水町外原区と覚書を締結している。この覚書は、現在のごみ焼却場が立地している周辺（香貫山の1の洞、2の洞、3の洞）には、ごみ焼却場は建設しないとなっている。

ところが、今回沼津市が計画している沼津市新中間処理施設計画は、香貫山の「1の洞」と「2の洞」に立地することを計画しており、明らかに覚書を反故にする計画である。これは、地方自治法第2条第16項の「地方公共団体が法令に違反してその事務を処理してはならない」に違反する。

この規定に違反した地方公共団体の事業は、行ってはならず、本件事業に基づき沼津市が支払った事業費は、不法に支払われ、沼津市に損失を与えている。そこで市長は、これを賠償すべきである。

イ また、本件事業を沼津市は新焼却場建設の準備事業として進めているが、焼却場建設にあたっては、住民同意だけでなく、都市計画決定や環境アセス等をクリアして進めることが求められる。

これらは、当然、焼却施設がどのような位置に建設されるかを定めた上で進められる。ところが、本件の環境アセスや都市計画決定を進めるに当たっては、これまで香貫山の「2の洞」に建設することを前提に進めてきたが、本件事業にあたっては「2の洞」だけでなく「1の洞」も使う、別の計画となっている。もちろん計画が別になれば、別の計画に基づく環境アセスや都市計画決定を行わなければならないが、沼津市はその点を反故にし、「2の洞」への立地を計画した沼津市新中間処理施設計画のまま事業を進めようとしている。

今まで「2の洞」で計画して、環境アセスや都市計画決定を進めながら、敷地が手狭になったため「1の洞」を含めた計画に変更されているのに都市計画決定や環境アセスが「2の洞」が前提のままなのはおかしい。

(3) 事実を証明するもの

ア 覚書（昭和49年11月14日）

市及び町との話し合い状況概略

イ 沼津地域循環型社会形成推進地域計画（第二期）

ウ 令和4年度 沼津市新中間処理施設整備敷地造成に伴う構造物等詳細設計業務委託

設計書

契約書

支出調書

エ 沼津市新中間処理施設整備基本計画（平成27年7月）の抜粋

オ 沼津市新中間処理施設整備基本設計（令和4年3月）の抜粋

カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び施行規則、建築基準法、都市計画法の抜粋

3 監査の実施

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対しては、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和6年4月11日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

当日、請求人3名から請求の内容を補完する陳述が行われ、新たな証拠として沼津市都市計画審議会議案書等の提出があった。

(2) 監査対象部署及び事情聴取

沼津市生活環境部新中間処理施設整備室ほか3部署を監査対象とし、関係書類を提出及び提示させるとともに、次に掲げる関係職員から事情を聴取した。

ア 提出された関係書類

中間処理施設整備事業の実施状況（令和4年7月以降）

イ 関係職員

(ア) 沼津市生活環境部長

(イ) 沼津市生活環境部新中間処理施設整備室長

(ウ) 沼津市財務部契約検査課長

(エ) 沼津市会計管理者兼出納事務局長（令和4年度）

(オ) 沼津市都市計画部まちづくり政策課長

(3) 監査対象

監査請求の要旨は、請求書の内容、請求人提出の事実証明書等を勘案して、前記2(2)のとおりとした。

また、監査対象事項は、以下の2項目として検討することとした。

なお、対象となる財務会計上の行為のうち、契約行為及び前払金9,900,000円については、請求時点で財務会計上の行為のあった日から1年を超え、期間制限を経過しているが、包括的内容であるものと判断されることから監査対象に含めることとした。

ア 請求事項に係る事実関係等の確認

沼津市が昭和49年11月14日付けで清水町外原区長及び清水町外原区闘争委員会委員長と交わした覚書で、現施設用地には増設、新設をしないことが合意されているにもかかわらず、「同用地を建設予定地として新たなごみ焼却場を建設することを前提とした本件事業の履行は、上記覚書に反する行為」を趣旨とする請求事項に係る事実関係及び財務会計行為。

イ 請求の事実に係る違法性又は不当性の有無の確認

(ア) 現施設用地には新たなごみ焼却場を増設、新設しないことが合意された覚書があるにもかかわらず、建設することを前提とした本件事業を履行することは、当該覚書に反することから、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならないとする地方自治法第2条第16項の規定に違反する違法行為である」とする主張。

(イ) ごみ焼却場建設にあつては、住民同意だけでなく、都市計画決定や環境アセスメント等の手続が適正に行われる必要があるが、建設位置が変更となっているのに、変更前の計画のまま（計画変更に基づく都市計画法等の手続を実施しないまま）事業を進めようとしているのは違法との主張。

(4) 監査の援用

本件監査請求については、一部が令和4年1月21日付け及び令和4年5月30日付け監査請求（以下「前回請求」という。）と同様の監査請求であることから、後記「4 監査結果の決定」については、前回請求に対する監査（以下「前回監査」という。）を援用する。

4 監査結果の決定

(1) 監査対象部署の主張

ア 新中間処理施設の建設について

本件『覚書』（昭和49年11月14日作成）は、昭和51年10月29日沼津市長と清水町外原区長、同町長との間で締結された公害防止協定に先立ち、沼津市長

が清水町外原区長及び同町外原区闘争委員会委員長に発した文書で、内容は、新ごみ焼却場の開設に関して、予想される公害の未然防止、発生時の対応について確認したほか、添付の「市及び町との話し合い状況概略」で、「将来、1ノ洞、2ノ洞、3ノ洞には一切増設、新設しない」との文言が付されている。

沼津市は、本件『覚書』を可能な限り尊重してきた。

イ 新中間処理施設を現在地とした経緯について

(ア) 新中間処理施設の現施設用地以外検討（平成4年度～平成19年度）

候補地として市有地、民有地（提案はあったものの、条件に適合せず、具体的検討に至ったものはない。）の検討を進める。

（主な経緯）

平成4年 施設の更新計画に併せ、新ごみ焼却場の候補地の具体的な検討を始める。

平成7年1月 阪神・淡路大震災の発生

10月 建築物の耐震改修の促進に関する法律の制定による耐震基準の義務付け

平成10年 静岡県ごみ処理広域化計画（広域のごみ処理計画）の策定

平成13年 県の方針改定に伴い、静岡県ごみ処理広域化計画の廃止

平成18年1月 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正施行
地方公共団体による耐震改修促進計画の策定が義務付けられた。

※これまでの現施設の建物のあり方や更新スケジュールの見直しが必要となった。

10月 静岡県耐震改修促進計画の策定

平成19年3月 沼津市耐震改修促進計画の策定

※平成27年度までに耐震化または建て替えが目標とされた。

(イ) 新中間処理施設の現施設用地を含めた検討（平成20年度）

ごみ対策推進課において、施設用地を検討した。検討事項は、施設整備に必要な面積（2万㎡）を確保できる場所を前提に、以下の各点を検討事項として、協議を重ねた。

① 法改正による計画策定の義務付けをふまえて、早急な施設設備の見直し

② 防災面から液状化危険度が低く、浸水想定区域外であること

③ 収集効率面から人口重心からの距離、アクセス道路の整備状況

その結果、現施設用地付近の3か所（※）以外には、上記の前提条件にかなう適地が見当たらないことが判明した。他の25か所については、急峻斜面、公園等で不適當であった。

※温水プール跡地（上香貫二ノ洞）、旧衛生プラント跡地（旧上香貫一ノ洞）、

清掃プラント（上香貫三ノ洞：現施設用地）の3か所

そこで、慎重な協議の結果、現施設用地付近の3か所を新施設の候補地とする方針を決定した。

(ウ) 新中間処理施設の現施設用地での検討（平成21年度～令和4年7月）

公共建築物の耐震化促進の法規制に加え、当地域における地震の発生の可能性が高まるなか、早急なごみ焼却場の改修は、市政進行における喫緊の重要課題となった。この課題を解決するため、地元説明会を十数回開催するとともに市長が自ら出席し、対象自治会に対し『覚書』の件（約束を守れないこと）を陳謝するとともに、現施設用地における新施設の建設に対し、協力をお願いした。

（主な経緯）

平成23年3月 東日本大震災の発生

8月 沼津市長陳謝（清水町外原区）

※関係する自治会においても、意見交換会等の機会の中で陳謝及び説明を行っている。

平成25年2月 沼津市長と外原自治会長の間で建設容認の確認書を締結

9月 清水町区長会の要望を受け清水町長から沼津市長あてに早期建設の要望を提出

平成26年3月 新中間処理施設整備に係る基本構想を策定

パブリックコメント実施（平成26年2・3月）

平成27年7月 新中間処理施設整備に係る基本計画を策定

パブリックコメント実施（平成27年6・7月）

平成29年10月 中瀬町自治会が沼津市長あてに建設容認

令和2年1月 清水町長が沼津市長あてに早期完成の要望書を提出

5月 新中間処理施設整備基本設計策定支援業務委託契約の締結

令和4年3月 新中間処理施設整備に係る基本設計を策定

パブリックコメント実施（令和3年12月・令和4年1月）

新中間処理施設整備に係る生活環境影響調査書を作成

令和4年7月 新中間処理施設整備に係る生活環境影響調査書の縦覧

※周辺自治会及び住民への説明

各地区で説明会や意見交換会などを開催し、新中間処理施設の必要性や安全性を説明している。清水町では外原区を中心に、平成21年度より意見交換会等を開催しており、意見を重ねている。

沼津市意見交換会等 外原14回

中瀬町14回以上

清水町意見交換会等

清水町外原区10回（沼津市出席）

清水町外原区14回以上（清水町のみ）

また、第四地区東、第三地区下香貫連合自治会に令和3年度の事業実施状況について報告し、また、生活環境影響調査書の縦覧について、外原自治会で組回覧を行うとともに、中瀬町自治会には基本設計の概要と併せて説明している。

沼津市は清水町に進捗状況を逐次報告し、また、生活環境影響調査書の縦覧を依頼しており、清水町は清水町外原区で意見交換を実施している。

(エ) 前回監査から現時点までの状況

（主な経緯：令和4年8月以降）

令和5年5月 新中間処理施設の概要及び都市計画の手続に関する
住民説明会の開催（2回）

令和5年10月 沼津市新中間処理施設敷地造成工事請負契約の締結
新リサイクル施設の施設規模変更に伴う生活環境影響調
査書の縦覧

令和6年2月 都市計画（都市施設（ごみ焼却場）・用途地域）の変更決
定並びにその告示及び縦覧

ウ 財務会計上の行為について

委託業者の選定については、沼津市契約規則等の法令に基づき制限付き一般競争入札により請負業者を選定の上、契約を締結し、契約に基づき支払をした。

委託業務名 令和4年度 沼津市新中間処理施設整備敷地造成に伴う構造物
等詳細設計業務委託

開札日 令和4年6月1日（8者応札）

委託業者名 株式会社 東日

契約金額 33,000,000 円

契約日 令和4年6月10日

履行期限 令和5年1月25日

支払日 令和4年7月15日（前金分）、令和5年3月10日（残金分）

エ 都市計画決定及び環境アセスメントについて

都市計画の決定は、新中間処理施設の建築に係る建築基準法第51条の規定により、建築物の建設段階で必要となる手続であり、構造物等の詳細設計を含めた敷地造成工事を実施する段階では必要ないものである。

なお、令和6年2月に告示した都市計画の決定は、都市計画法に定められた都市計画決定の手続に基づき適法に手続を行っている。

また、ごみ焼却場については、環境影響評価法及び静岡県環境影響評価条例に

規定する環境アセスメントの対象となる施設に該当していない。他方で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の規定により必要とされている、生活環境影響調査については、沼津市は実施しており、新施設の建設工事に先立ち静岡県知事へ提出する一般廃棄物処理施設設置届に添付する予定であるが、詳細設計を含めた敷地造成工事に先立ち実施が必要となるものではない。

(2) 認定した事実

監査対象事項に関する事実関係について、監査対象部署で保管する関係記録等の精査を行うとともに、関係職員から事情を聴取した結果、請求人の求める措置請求に係る事実の経緯の概略は、次のとおりであったと認められる。

ア 新中間処理施設の建設について

本件『覚書』の発行経緯、『覚書』の新施設用地に関する方針変更がされた経緯については、前記(1)監査対象部署の主張のとおり認められ、これに反する資料は提出されていない。

すなわち、市当局は、当初本件『覚書』を尊重すべきものとして扱ってきたが、前記(1)イ(ア)から(ウ)の経緯により、現施設用地付近を新施設の用地とする旨計画を策定した。

イ 令和4年8月以降現時点までの状況

令和5年5月 新中間処理施設の概要及び都市計画の手續に関する
住民説明会の開催（2回）

令和5年10月 沼津市新中間処理施設敷地造成工事請負契約の締結
新リサイクル施設の施設規模変更に伴う生活環境影響調
査書の縦覧

令和6年2月 都市計画（都市施設（ごみ焼却場）・用途地域）の変更決
定並びにその告示及び縦覧

ウ 対象となる財務会計上の行為について

請求人が監査対象として主張している本件委託契約の締結及び履行について、財務会計上の行為に係る一連の事務手續は適正に行われていた。

エ 都市計画決定及び環境アセスメントについて

都市計画の決定については、新中間処理施設の建築に係る建築基準法第51条の規定により建築物の建設段階で必要となる手續であり、本件事業を実施する段階では必要ないと認められる。

また、令和6年2月の都市計画決定まで、本件新中間処理施設の計画に関して都市計画決定がなされていないことから、本件請求人らの主張している「2の洞で『決定』した計画を変更せずに1の洞を含めた事業を進めようとしている。」との主張は、その前提を欠いていると思われる。

上記のとおり、本件新中間処理施設の計画は令和6年2月に、はじめて都市計画決定、告示がされ、その手続は法律に基づき適正に行われていた。

次に、環境アセスメントについて、沼津市が計画している新中間処理施設は、環境影響評価法及び静岡県環境影響評価条例に規定する環境アセスメントの対象となる施設ではない（令和3年10月静岡県くらし・環境部環境局生活環境課「静岡県における環境アセスメント」及び静岡県環境影響評価条例施行規則別表第1参照）。なお、請求人から主張のあった平成10年1月27日付け環境庁企画調整局長・建設省都市局長通知の内容は、環境影響評価法における「都市計画に定められる対象事業等に関する特例」を説明したものであり、その後の同法の改正により、この対象は環境影響評価法に規定される第1種事業又は第2種事業であることから、本件新中間処理施設に係る都市計画決定については、環境影響評価の実施を義務付けるものでないことを確認した。

また、環境アセスメントに類似する制度である廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の規定に基づく生活環境影響調査については、前記(1)エに記載された市の主張のとおりと認められ、本件事業の実施に先立ち必要となるものではないと認められる。

(3) 監査委員の判断

請求人と監査対象部署の主張、提出及び提示された資料並びに認定した事実に基づいて、本件監査請求について、次のとおり判断する。

ア 請求事項に係る事実関係等について

沼津市が『覚書』について法的な拘束はないものの、可能な限り尊重し、事業の進捗を図っていること、新中間処理施設の建設予定地を現施設用地に決定した経緯については、前記(2)アで認定したとおりである。その方針転換は市の当局による慎重かつ苦渋の協議経過によるものであったことがうかがわれ、特段の不合理な判断経過を認める資料は提出されていない。

さらに、沼津市はこれまで関係者と協議を積み重ね、現施設用地に新施設を建設する方針の基本計画等を策定し、その後、改めて地方公共団体の長である清水町長から早期建設要望が提出されていることなどから、沼津市は包括的・公益的視点に立って判断し、その方針に従って事業を進めているものと考えられる。

引き続き清水町においても、清水町外原区には丁寧な説明対応を行う必要があるものとする。

また、清水町区長会から清水町長あてに提出された要望書の本文中に「町区長会有志」とあることは確認しており、反対者の存在や清水町外原区にも反対者及び条件付き賛成者が存在し、清水町外原区は中間処理施設整備事業については「静観」という立場である現状も確認していることは前回監査のとおりである。

イ 都市計画決定及び環境アセスメントについて

前記 4 (2)エ記載のとおり、都市計画法等の関係法令に基づき適法に進められていることを確認した。

(4) 備考

なお、請求人から陳述等の中で、中間処理施設整備事業において、環境省からの補助金を違法に交付申請している旨の主張があったが、補助金の申請は沼津地域循環型社会形成推進地域計画に基づき実施され、設置予定地の変更による計画の変更手続についても、環境省に手順を確認した上で適正に行われていることを確認した。

5. 結論

前回監査結果同様、本件事業の履行には、違法又は不当な点は認められず、これに関する財務会計上の行為にも、違法又は不当な点は認められず、本件請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。